

## 議案第 1 号

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが 5 類感染症に変更されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対する感染症防疫等作業手当の特例措置を廃止するため提案するものです。

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 から26まで 略	附 則 1 から26まで 略 <u>（感染症防疫等作業手当の特例）</u> 27 <u>当分の間、第12条第2項の規定の適用については、別表第3感染症防疫等作業手当の項中「500円」とあるのは、「4,000円」とする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。